

飲食店の営業をはじめのみなさまへ

～ お店からの「臭気」「音」対策はだいじょうぶですか ～

飲食店からの臭気や音が原因で、隣接住民とのトラブルになることが少なくありません。近隣トラブルを避けるためにも店舗設置前に、今一度、近接住宅からの位置や距離を確認し、必要な対策を講じましょう。

臭気発生チェックポイント

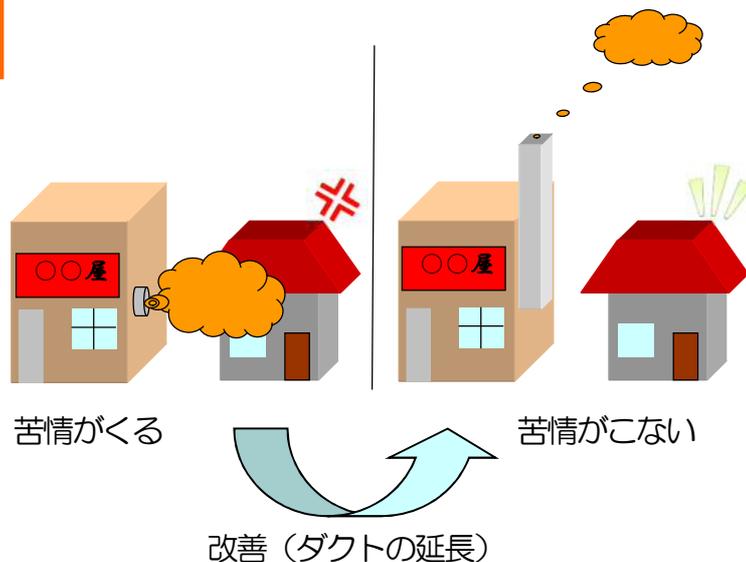
■ 厨房設備排気口はどちらを向いていますか？
(近接住宅の方へ向いていませんか？)

対策1

ダクト対策
(自然拡散効果による解決)

近接住宅への影響が予想される場合

- 排気ダクトの設置位置や排出方向の変更
- 排出口の向きの変更
- 排気ダクトの高さ変更(立ち上げ等)



対策2

ダクト対策等では解決できない場合には・・・

- 脱臭及び消臭装置の設置
- オイルミスト(油煙)が多い場合は、油煙除去装置の設置

！脱臭装置及び油煙除去装置の機種選定については、メーカーなどの専門業者と十分相談しましょう。

<参考> 環境省 におい・かおりについて
<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

臭気指数による規制

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(札幌市平成10年告示第581号)により、都市計画法に基づく都市計画区域全域：敷地境界線上で臭気指数10と定められています。

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)の対数値に10を乗じた値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

騒音発生のチェックポイント

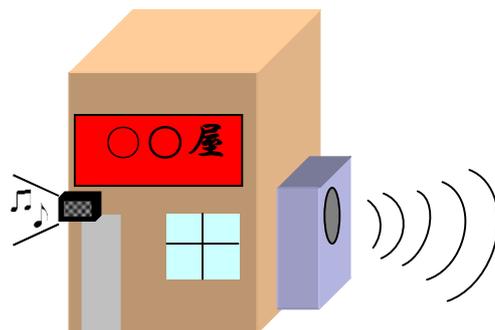
○ ケース1～室外機・排気口の場合～

■ 室外機や厨房の排気口はどちらを向いていますか？
(近接住宅の方へ向いていませんか？)

対策

近接住宅への影響が
予想される場合

- 設置位置の変更
- 吸遮音壁やサイレンサー（消音器）の設置



○ ケース2～拡声機(スピーカー)の場合～

■ 拡声機の音量・放送時間帯などの基準は
守っていますか？

対策

苦情を未然に防ぐ
ためにも…

- 届出書の提出
- 音量の調節
- 放送時間帯の設定（自動で ON/OFF）
- 休止時間の設定（自動で ON/OFF）

● 条例に基づく拡声放送実施の届出

拡声放送を実施するときには、拡声器の設置
場所を示す図面とともに実施の **14 日前ま**
でに届出を行ってください。

<届出様式等（札幌市環境局のページ）>

札幌市 拡声放送

検索

拡声機に係る基準

● 音量・放送時間帯の基準

地域の区分 (用途地域)	音量基準1*	音量基準2*	放送できる 時間帯
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60dB 以下	45dB 以下	8時～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65dB 以下	55dB 以下	8時～19時
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75dB 以下	65dB 以下	8時～22時
工業地域	75dB 以下	70dB 以下	8時～19時

* 拡声機から5m離れた地点において基準1を満たさなければならない。ただし、敷地境界での基準である基準2を満たす場合はこの限りでない。

● 連続放送の禁止

1回の放送を10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けてください。



！防音対策上の技術的な問題については、メーカー、販売店、工事店に問い合わせてください。

飲食店からの悪臭や騒音の発生は都市生活型の環境問題となっており、上記事項のほか、店内のカラオケなどの音響機器から発する騒音や、テラス等屋外の客席からの騒音なども、時折周辺の生活環境へ大きな影響を与えることがあります。

苦情が起きてからでは、経済的にも労力的にも負担が大きいきばかりか、お店のイメージも損ないかねません。お店を設置する段階から臭気や騒音を防止する対策を講じましょう。

飲食店からの臭気・騒音に関する問い合わせ先は

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係
札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所12階南側）
電話 011-211-2882
FAX 011-218-5108

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/akusyu/insyoku.html>

SAPPORO



さっぽろ市
02-J02-16-1500
28-2-926